

道立病院における医療事故等について

1 経緯

道立病院における医療事故等については、平成18年3月に「道立病院における医療事故等の公表基準」を定め、平成18年度から年2回、半期毎に発生件数等を公表している。

2 医療事故等の公表基準について

(1) 目的

道立病院で発生した医療事故等を公表することにより、病院運営の透明性を高め、道民の医療に対する信頼を深めると共に、医療における安全管理体制の向上を図ることを目的として、道立病院における医療事故等の公表を行う。

(2) 医療事故等の定義

□ 医療事故（アクシデント）

疾病そのものではなく、医療に関わる場所で、医療の全過程において発生する人身事故一切で、医療行為や管理上の過失の有無を問わない。

□ インシデント（ヒヤリ・ハット）

患者に被害が発生することはなかったが、日常診療の現場で、“ヒヤリ”としたり、“ハッ”とした出来事を言う。

(3) 医療事故等のレベル基準

レベル	障害の継続性	障害の程度	内 容	
インシデント	レベル0	—	なし	事故が起こりそうな環境に前もって気づいた事例、実施される前に気づいた事例
	レベル1	—	なし	患者への実害がなかった事例 何らかの影響を与えた可能性はあったが、処置や治療を要しなかった事例
医療事故	レベル2a	一過性	軽度	確認のための検査の必要性が生じた事例 簡単な処置や治療を要した事例（湿布、鎮痛剤の投与など）
	レベル2b	一過性	中等度	処置や治療を要した事例（皮膚の縫合など）
	レベル3	一過性	高度	濃厚な処置や治療を要した事例（人工呼吸器の装着、入院日数の延長、外来患者の入院など）
	レベル4	永続的	—	永続的な障害や後遺症が残った事例
	レベル5	死 亡	—	死亡（原疾患の自然経過によるものを除く）

(4) 公表基準

区分	レベル	医療過誤あり※1	医療過誤なし
インシデント	レベル0	一括公表（個々の事例ごとに公表しない） ※2 概要公表 （事例ごとに概要を公表するが、医療機関名の公表等はしない） 原則個別公表 ※3	
	レベル1		
医療事故	レベル2a		
	レベル2b		
	レベル3		
	レベル4		
	レベル5		

※1 医療過誤とは、医療事故のうち、医療の遂行過程において、医療従事者の故意又は過失があり、患者に被害が発生し、且つ故意・過失と被害との間に因果関係があると認められるもの。

※2 過誤なしについては、一括公表とするが、社会的意義が大きいと考えられるものについては、医療安全対策の観点から概要を公表する。

※3 個別公表については、患者及び家族の同意を得たうえで公表する。
なお、自殺については、患者家族に対する配慮から個別公表は行わない。